

令和4年 第22回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和4年11月21日（月）午後1時30分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮沼千秋
教育長職務代理者	井戸道代
委員	平井俊一
委員	天野安喜子
委員	庭野正和

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	大關一彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		佐藤嘉弘
	学校施設課長	八木邦夫
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

蓮沼教育長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和４年第２２回教育委員会定例会を開催します。 本日は７名の方から傍聴の申出がありますが、許可してよろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第１、署名委員を決定します。井戸委員と天野委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 初めに、継続となっております陳情第１号を審議いたします。 陳情者からの追加資料については事前にお目通しをいただいております。 これまで４回にわたり鋭意審議をしましてまいりましたが、前回御案内しました とおり、本日結論を出したいと思います。各委員から順に意見開陳をお願い いたします。 まず、井戸教育長職務代理者からよろしくお願いいたします。
井戸教育長 職務代理者	陳情書並びにまた追加の資料も含めて当日まで読み返してまいりました。 受験する中学３年生、またその保護者の皆様におかれましては、本当にその 不安というのが書かれてあるとおりでなと思います。また、先生方におきま しても新たなものが導入されるということでこれも大変な思いをされてい ると思いますし、また、生徒のためにも本当に御尽力いただいているという のも伺うことができました。東京都教育委員会には、これらのことを踏まえ て本当に事を運んでいただきたいと思います。それと同時に、可能であれば またここで一度立ち止まっていただけたらなという思いもございます。た だ、実際に準備を進めている受験生もいることも事実ですので、延期も避け たほうがいいかなとも思います。
教 育 長	ありがとうございます。
平井委員	私も、陳情書、さらに追加されました資料等を拝見させていただきました。 そこにあるように、陳情者の趣旨、そして実際に生徒たち、保護者の皆様の

	心配というのは大いに理解できる場所であります。それに対応する先生方も、職員も今本番にむけて準備をさせていただいていると思っております。東京都教育委員会におかれましても、生徒たち、保護者の声をよく聞いていただいて対応していただければなという思いはございます。 しかしながら、現段階で東京都教育委員会に対してスピーキングテストの導入の延期及び再検討を要望することは難しいかなと思います。今できることは、生徒たちに不利益がないようにしっかりと準備を進め、27日のスピーキングテストの実施当日の状況を注視しまして、もし生徒たちに不利益があるようでありましたら、事実関係を調査して、その後にしかるべき対応を取っていただきたいなと思っています。
教 育 長	ありがとうございます。
天 野 委 員	私も、陳情書をはじめ、いろいろ資料を拝見させていただきました。本件についての陳情者の訴え、反対の御意見についてはよく理解できているところです。特に保護者の皆さんの御心配は心中お察しするところです。 一方で、前にも述べさせていただきましたけれども、反対意見のみが取り上げられていて、賛成の立場の意見はほとんど耳に入ってきておりません。調べた資料の中などには、中学校でもスピーキング力の向上が必要、入試が変わらないと授業も変わらないので入試でスピーキングテストは実施すべき、やってみないことには何の結果も出ないし変化が生まれないからといった意見も見つけました。 私は英語教育の推進及びグローバル人材育成という命題自体とても大切なことであると思っております。そして、具体的な方策として提言されたスピーキングテストの高校入試への導入は一つの方策としてありなのではないかと考えています。そのために、東京都教育委員会に対しては要望書を提出するには及ばないという考えではありますが、しっかりと効果検証を実施して、常に見直しと改善を進めてよりよい方向に進めていってほしいなと考えております。
教 育 長	ありがとうございます。
庭 野 委 員	私も、これまでの陳情者からの資料あるいは事務局から出していただいた資料を読み返しました。このスピーキングテストの導入に当たっては、平成25年に都に設置されました英語教育戦略会議において3年余りにわたっ

教 育 長	て検討の上、提言されたものです。平成30年の英語「話すこと」の強化に関する検討委員会を経て、東京都委員会の責任において実施が決定したというふうに認識しています。そして、これらの会議については、専門家だけではなくて学校関係者として現場の中学校の校長先生が名を連ねていらっしゃる、現場の実情も踏まえた活発な議論が重ねられてきたというふうに私としては考えています。先ほども言いましたが、陳情要旨や、その後提出された各種資料で陳情者の陳情趣旨については大変理解できるところがありますけれども、本陳情の願意である都教委に対して入試への導入延期及び再検討してもらいたいという点についてはこれまで述べました理由で同意しかねますので、本陳情については採択はできないという考えでございます。 ありがとうございます。今、皆さんにお話しいただきました。最後に、私からも意見を申し上げたいと思います。 これまでも丁寧に議論を重ねてまいりました。私も日頃、子供たちが自信を持って英語を話せる姿に接したいなというところもあるわけですが、目標としては、素晴らしいと思うんですけど、手段としてこういったいろいろな不安の声があるというのが実情なのかなと思っています。 実際、先週ですか、中学校の英語研究部の会長である校長にも話を聞きました。何人かの英語の先生方にも聞きました。具体的には、例えば、もちろんこの趣旨は分かるけれども、この英語の先生方、担当する方々の事務的な準備、登録したりだとかそういった手続が結構大変だというような声も聞いております。それと、英語の先生方、皆さん熱心にやっていただいて、スピーキングが大事だということは分かっているんですが、じゃあ自分でそれだけ自信を持って子供たちに向き合えてきたかという、自信を持って日頃から授業でも英語を使って授業をしている先生もいれば、まだまだ半分もいっていないというような方もいます。そういう温度差があるわけで、その辺りが課題かなと思います。 あともう一つは、今回、井戸委員もおっしゃっていましたが、この試験をどう次に生かすかというところで、実際に来る子供たちは今回はちょっとできなかった、次、強化しようねというところでは卒業するので取組がしづらい。これからこれを毎年やっていく上で、例えば1年生、2年生といったような形で、もちろん実力は変わってきているんでしょうけども、少し向き合って、こういうところは私はちゃんとカバーできているとか、この辺がまだまだ弱いんだなというところを分からせて話す力を強化していく、そ
-------	--

	れが取組の姿勢であるかなというような意見もいただきました。そういったところも含めて、今朝の新聞でもこういう形で出ております。こういう声があることも事実なのでしっかり受け止めながら、改善するところは改善して、解決すべきところは解決していただきたいなど、このように思っているところです。 ただ、スピーキングテストの趣旨は分かりますけれども、今から中止や延期というような要望を出していったら、準備を進めている学校、先生方、子供たちも保護者も、不安な気持ちが一層高まってしまうというところがあるかなと思いますので、今回は都教委に要望というところまでいきませんけれども、しっかり趣旨を理解して対応できたらなど、こういうふうに思っているところでございます。 私の意見も含めて皆さんの意見を整理させていただきますと、陳情者の請求趣旨については大いに理解できるというところで一致しているようです。この点、御異議はございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	続きまして、陳情の願意であります「都教委に対して区教委として中止の要望を出してほしい」という点については、多数意見としては区教委としては要望しないということに集約されるのではないのでしょうか。一方で、さっきも確認させていただきましたとおり、陳情者の請求趣旨については全員一致で理解できるというところでございます。このことを受けて、陳情第1号については、区教委として東京都に対し要望まではしないが、陳情の趣旨については理解を示す形として趣旨採択とすることでいかがでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	御異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については趣旨採択とすることに決定いたしました。 以上で、本陳情の審議は終了いたします。 次に、第42号議案「教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取について」を議題とします。 本議案は、教育に関する予算・条例案について、令和4年第4回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取された

	ものです。本件は、議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。また、第43号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」につきましても、第42号議案に関連するものであり、同様に政策形成過程にある案件であることから、あわせて秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕 賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 第42号議案及び第43号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能とします。 傍聴人の方は退室願います。なお、秘密会終了後の再入室は可能です。 〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕
教 育 長	それでは、第42号議案を審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進課 長	それでは、御説明させていただきます。お手元、「教育に関する事務の議案について」という書類を御用意ください。 明日開会いたします令和4年第4回江戸川区議会定例会に提出する議案につきまして、法第29条の規定により意見聴取されたものです。 内容は記書きの4点です。 1点目、令和4年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。 2点目、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。 3点目、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分。 4点目、江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分でございます。 それぞれ別紙で御説明をさせていただきます。

次のページを御覧ください。令和4年度給与費補正概要（教育費）案を御覧いただければと思います。

資料に入る前に、今回の補正でございますが、いずれも給与費に関する補正でございます。給与に関する予算につきましては現員現給と申し上げてございますが、例えば今年度の予算については、昨年度の給与月額を基に算出しております。実際には、退職する職員、採用される職員、また異動する職員がおりますので、昨年度予定していたとおりの金額にはなりませんので、年度の途中で調整が必要になってくるものでございます。その調整をするという要素が1点。

もう1点が、10月11日に特別区人事委員会が給与勧告をされました、給与月額を上げることのほか、期末手当を0.1か月引き上げるというような内容でございますが、これにつきまして11月18日に労働組合との協議が妥結をして、これについての改正も行っているところでございます。

まず、補正予算でございますが、こちら上段の表にございますように、歳出とありますが、教育費、それぞれの他の費目もございますけれども、合計いたしますと9,404万4,000円の減額補正でございます。内容は、先ほど申し上げたようなところでそれぞれ調整をした結果でございます。

また、下段の表に歳出の内訳とありますが、それぞれの科目の費目の中で、給料、職員手当等、または共済費の内訳を記載したものを下段に添付させていただきました。1点目の給与補正につきましては以上でございます。

2点目でございますが、お手元に「幼稚園教育職員の給与に関する条例の新旧対照表」を御用意ください。

先ほども申し上げましたように、10月に特別区人事委員会の給与勧告がございました。内容だけ口頭で申し上げますと、民間企業との給与の格差896円あったことを解消するために、初任給や若手の職員の給与月額を改正しています。これは、令和4年の4月1日に遡って給料を引き上げるものでございます。そのほか、特別給として、いわゆる民間企業で言うところのボーナスに当たるものでございますが、勤勉手当の支給月数を現在4.45月分、年度間に支給してございますが、0.1か月分引き上げるということで、計4.55月に改めるものであります。これは、今回の12月のボーナスから適用されるものでございます。

あわせて、現在いわゆるボーナスに相当するような期末手当という手当があるんですが、こちらが現在、特別区におきましては6月、12月、そして年度末の3月と3回に分けて支給してございますが、国や地方公共団体、または民間企業の大半が夏と冬のボーナスということで2回の支給になって

いる現状を鑑みまして、今回の給与勧告に伴って、こちらの支給月数、支給回数を6月と12月の2回に改める、これらを主なところとして改正するものでございます。

お手元の新旧対照表を御覧いただきますと、左上に1条関係とございます。今回の改正につきましては、4月まで遡る改正や、今年の12月に適用する改正、あわせて、先ほど期末手当、0.1か月分引き上げると申し上げましたが、今年は12月分で0.1か月分引き上げます。来年度は6月と12月の2回になりますので、0.05月分ずつを夏と冬にそれぞれ引き上げて合計で0.1か月引き上げるといようなところでございます。第1条関係は其中で今すぐ対応するものについて記載をしております。

第30条は勤勉手当でございますが、第2項以降に赤字で示している部分を御覧ください。第2項の右側、「百分の百二・五」とありますが、これが支給月数でございます。左側の新しい部分を御覧いただきますと「百分の百十二・五」ということで、100分の10、0.1か月分増えているというところがこちらの改正の概要です。一般の職員のほか、管理職、または再任用等、それぞれ記載しているのがこちらの第30条の改正部分でございます。

裏面を御覧いただきますと、別表第1のところに「別紙のとおり改める」という記載がございます。お手元にあります別紙の給料表が改正されてございます。その給料表は4月1日に遡りまして、若手の職員の給料月額が若干引き上げられているというような給料表になります。この部分は4月まで遡ります。

新旧対照表にお戻りいただきますと、第2条関係、3ページでございます。こちらは、来年度以降に適用するような部分の改正になってございます。

一つ目が、第二十七条、(期末手当)でございますが、先ほど6月、12月、3月、3回支給するものを2回に改めるというところで、この第二十七条の「期末手当は」の後に、旧の部分では「三月一日」というふうに日付が入ってございますが、新の部分はその部分が消えてございます。

あわせて、第2項には支給する月数を3月分をなくして、6月と12月で均等に振り分けてそれぞれ「百分の百二十」とする改正をしております。

あわせて、裏面、4ページを御覧いただきますと、第三十条は勤勉手当ということでございます。先ほど100分の10を引き上げたというところでもございましたが、令和5年度につきましては100分の5、0.05月分を引き上げて、それを6月と12月に適用させるという旨の改正をしている部分がこちらの第三十条でございます。

最後に、6 ページ目に付則がございます。こちらにつきましては、先ほど来申し上げてございますように、今すぐ適用するもの、または4月まで遡って適用する給料表、そして来年度に適用するもの、それぞれ適用する、効果の発効する時期が分かるような記載になってございます。

1 点目の給与条例の改正につきましては以上です。

2 点目になりますが、会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例、新旧対照表を御覧ください。

こちらは、会計年度任用職員の給料等に関する内容を記載している条例になりますが、先ほど申し上げました特別区人事委員会勧告に基づきまして、常勤のいわゆる正規職員に関しましては3月の期末手当を廃止するとありました。会計年度任用職員につきましても、同様に3月の期末手当を廃止し、その分を6月と12月に均等に割り当てるとというような旨の改正がこちらの条例の改正でございます。裏面を御覧いただきますと、こちらにつきましては令和5年の4月1日に施行というようなところでございます。

続いて、3点目の条例改正でございますが、職員の退職手当に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

これまでの2点は特別区人事委員会の給与の勧告に基づくものでございましたが、こちらの退職手当に関するものはそれとはまた別の改正でございます。内容を見ていただく前に口頭で申し上げますが、いわゆる退職金で、退職手当と申し上げておりますが、私どものようないわゆる正規職員に基本的には支給されるような形になってございますが、数年前に始まりました会計年度任用職員という制度になってから基本的にはフルタイムじゃない職員につきましては退職手当は出ないんですけれども、正規職員と同様の勤務状況にある会計年度任用職員については退職手当の対象とするというようなものに今現在なっております。

具体的に申し上げますと、職員と同じ勤務時間、週に7時間、いわゆる、38時間45分勤務、また月に18日以上勤務し、さらに勤務の期間が6か月を超えるような職員というのが退職手当の対象となる会計年度任用職員になります。この要件を詳しく記載しているのがこちらでございますが、国におきまして国家公務員の退職手当法の運用方針を改正いたしまして、これが令和4年の10月1日付で表のほうが変わったんですけれども、その要件を若干緩和いたしました。それを踏まえて、特別区におきましても会計年度任用職員に対する退職手当の支給要件を国と同様に緩和するというのが今回の趣旨でございます。

少し重たい話になりますが、具体的に申し上げますと、先ほど月18日以

上勤務するというふうに申し上げましたが、例えば月に18日以上勤務するというのは土日や祝日を除いた勤務日数でございますけれども、例えば2月のようにもともと28日、そこから土日を引いて祝日を引くと、もともと1か月の勤務を要する日数がかなり少ない月があります。19日になりますけれども、19日のうちに18日働かなくتهはいけないというようなことと少し通常の月よりも条件が厳しくなるというようなところがございすので、そういった働くことが可能な日数が20日を下回るような場合にはこの18日の日数を若干調整して、例えば17日でも可能にする、そういったことが今回の改正の趣旨でございます。退職手当の支給の対象となる会計年度任用職員の要件を緩和するというのが今回の趣旨です。

ただいま申し上げたようなところがこちらの新旧対照表に記載をしておりますが、こちらにつきましても実は左上に第1条、第2条ということで記載がございす。今回、今申し上げた改正内容につきましては第1条に記載されてございす、こちらは公布をされましたらすぐに適用するということでの改正でございす。

一方で、第2条の部分は令和5年4月から改正というところで記載しているところでございますが、第2条で記載をしている部分につきましては、先ほど申し上げたところというよりは、実は8月の教育委員会で退職手当の条例を改正してございす。この内容が、定年引上げに対する改正をしたところでございますので、この定年引上げによる改正が令和5年4月1日施行ということでございますので、今の第1条に書いてある内容というのが令和5年4月になりますともう既に議決をした内容に基づきまして変わりますということで、それを踏まえた文言修正をするというのが第2条の部分になります。内容としましては、先ほど申し上げました退職手当の支給要件の緩和というところで、今すぐ直すもの、令和5年4月に直すものということで、第1条、第2条ということで記載をさせていただいたものがこちらになります。

以上で説明を終了させていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長

この件に関しまして、何か質問、意見等はございすか。ないようですので、第42号議案の意見聴取に対しては異議なしと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。 次に、第４３号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」をお願いいたします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	続きまして、お手元には第４３号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」ということで、先ほどと同じような新旧対照表をお手元にお配りさせていただきました。こちらの勤勉手当につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、今年度は０．１か月分を１２月で引き上げ、来年度は０．０５か月ずつ６月と１２月に引き上げるというものでございます。 その内容を、まずこちらの規則にも同様の内容で改正をかけてございます。今回お示ししましたのが１２月分のための改正でございます。０．１か月分を引き上げるという内容です。来年度につきましては、改めて今回の１２月の勤勉手当を支給して終わった後で来年度に向けて改めて改正して、令和５年度は０．０５月ずつ引き上げるような形でもう一度改正を行います。まずは直近に迫ってございます１２月の引上げに対応する改正が今回のものでございます。裏面にございますように、公布の日から施行するという、１２月の勤勉手当の支給に間に合わせるような形で提案をさせていただきたいと思っております。説明は以上です。
教 育 長	この件に関しまして、質問、御意見はよろしいでしょうか。
庭 野 委 員	先ほど御説明あった前の分については、次の年の分が０．０５か月ずつという改正がありましたが、なぜこの幼稚園職員については０．１か月分だけなのか、ちょっと教えていただけたらと思います。
教育推進課長	条例につきましては議会におきまして議決をもって改正するというふうになりまして、そちらの中で今後の基本的なところの流れはもう議決をいただいて決定をいたします。規則につきましては決定した条例に基づいてより具体的なところを規定するものでございますが、直近でこれが必要なものがまずはその１２月分の支給というところで、６月分の支給につきましては議会と違いまして規則につきましては随時改正が可能でありますので、余裕をもって必要なタイミングで改正を改めてかけさせていただくというものでございます。

庭 野 委 員	はい、分かりました。ありがとうございます。
教 育 長	ほかにございませんか。なければ、第４３号議案については原案のとおり決定いたします。秘密会はここまでとします。
	〔秘密会終了〕
教 育 長	次に、第４４号議案「令和３年度教育委員会事務事業点検・評価の実施について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	それでは、御説明させていただきます。「令和３年度事務事業点検・評価報告書」の案を御覧ください。 おめくりいただきますと、１ページ目に「はじめに」とございます。こちらは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づきまして、各教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するというものが義務づけられてございます。これは、下段にございます法第２６条に基づくものでございます。そこで、今回、令和３年度の事務事業につきまして点検・評価を実施するというのがこちらの報告書の案でございます。 ２ページを御覧ください。今回の事務事業点検・評価の対象とする事業につきましては、（１）にお示ししましたように、令和３年度に取り組んだ主要な事務事業の中から下記の５事業を対象といたしました。 （２）の点検・評価の方法。 ①にございますように、「対象とした事務事業につきましては、当該事業の所管課が自ら点検・評価を行ったうえ」でとございます。まず、ここの所管課が点検・評価を行ったものが本日お示しした案でございます。そこで、本日、教育委員会で内部評価を実施していただきまして、その後、学識経験者に外部評価を依頼し実施するというものでございます。 続いて、５ページを御覧ください。実際に今回対象といたしました五つの事業につきまして、それぞれ所管課から御説明をさせていただきます。 １点目の事業が５ページでございます。時間勤務教職員に対する産業医面接でございます。 （１）の事業目的にございますように、区立小中学校の教職員において、長時間勤務の者に対しまして産業医による面接指導を実施することで健康

被害の防止を行っていくというものでございます。

2番の事業概要の1番にございますように、この対象とする職員は、時間外勤務が月100時間以上の長時間勤務の者、また、時間外勤務が月80時間超えの長時間勤務かつ疲労の蓄積が認められ申出があった者を対象としてございます。

3番の実施内容の(3)事業内容にございますように、①対象者の把握及び勧奨ということで、各学校の学校長が打刻の実績から教職員の状況を把握し勧奨を行います。

②の面接指導の実施にございますように、対象となる教職員は自ら予約システムにおきまして予約を行い、産業医と一対一の面接を行います。

③の産業医意見書の提供というところにございますように、面接実施後に産業医から意見書が提供され、④にございますように、産業医意見書の指導区分に応じて、改善するための具体的な措置を実施するという流れになってございます。

続いて、6ページを御覧いただきますと、実績でございます。

面接指導の実績でございますが、本点検・評価は令和3年度の事業の点検・評価でございますが、参考に元年度からお示しさせていただいてございます。令和元年度が、この面接の対象者が140人、そのうち面接実施者が42人、30%の実施率でありました。令和2年度が、対象者207人、実施者198人、95.7%の実施率です。令和3年度が、対象者54人、実施者52人、実施率が96.3%というような実績でございました。

面接指導の結果、(2)にございますように、要注意、要軽業、要休業ということで、それぞれこちらの表にございますような指導区分を運用した指導がございました。

下段の経費でございますが、産業医派遣費用として854万8,000円の経費を使わせていただいております。

7ページにございます内部評価であります。Iの成果といたしましては、対象者1名1名と産業医が個別に面接を行うことで、長時間勤務が及ぼす心身への影響を理解し、改善するための意識啓発に取り組んでございます。三つ目の段落にございますように、令和2年度からは、予約をしていない教職員に対して勧奨を行うことで確実な実施へとつなげてございます。四つ目の段落にありますように、こういった取組の下に進めた結果として、月100時間を超える教職員が令和2年度207名から令和3年度54名へと減少しました。

IIの有効性といたしましては、産業医が医学的見地から、独立性・中立性

大關学務課長	をもって意見を述べることで、就業上の措置を適切に講じることができ、健康管理に対する意識の啓発も促してございます。学校全体の業務分担を見直すきっかけともなり、心身の不調を未然に防止することで円滑な学校運営に繋がってございます。 Ⅲの効率性でございますが、専門的な知識及びノウハウを有する民間事業者に業務を委託することで、精巧な分析等に基づく対応を行うことができでございます。また、三つ目の段落でございますように、個別対応が必要となった場合には迅速な対応が取れる、そのような運用を行ってございます。 4 番の今後の課題といたしましては、一つ目の段落の一番後ろにございませうように、こういった取組の中で100時間を超える長時間勤務教職員数は減少してございますが、しかしながら依然として長時間勤務の教職員は存在しており、中には複数月連続している者もおります。そこで、引き続き意識啓発及び削減に向けた不断の取り組みを行っていく必要があるというところでまとめさせていただきました。 8 ページの一番上段にございませうように、所管課としては内部評価、5 段階中4 ということで記載させていただいたところでございます。 続きまして、学務課からは、ウインタースクール代替行事支援事業について御説明いたします。 事業目的は、令和2年度のウインタースクールが国の緊急事態宣言を受けて中止となったことの代替行事として、令和3年度に実施する校外活動に小学校6年生が参加する場合、その経費の一部を支援することによって保護者の負担軽減を図るものです。 2の事業概要の実施内容・実績ですけれども、1、江戸川区の小中学校では、宿泊を伴う校外活動について小学校5年から中学校3年まで四つの行事をやっております。3に移りまして、しかし、コロナ禍により令和2年度では、小学5年のウインタースクール等ほとんどの行事が区として中止することとなりました。4に移りまして、そこで、令和3年度に実施される、前年度の校外活動の代替行事に小学校6年生が参加する場合、その経費の一部を支援することによって保護者の負担軽減を図ることとしました。 対象行事は、令和3年度に実施される小学校6年生のウインタースクール代替行事となります。支援額は、児童あたり5,000円を上限としております。実績は69校中58校で申請がありまして、支援総額1,875万5,000円となっております。対象とした児童数は4,646人です。こちらのほうはウインタースクールということに限られませんが、八景島シーパラ
--------	--

ダイスなどそちらに記載の行事についても支援させていただきました。

Ⅱ、経費については先ほど述べたとおりです。

内部評価ですが、成果としましては、令和３年度当初予算の策定時には見込めなかった状況の変化に即応して、令和３年度最初に開催された区議会定例会に補正予算を諮ることによって迅速な対応を行いました。これによって、本支援事業を実施することを年度の早い時期（６月）に学校に周知することができたため、学校において年間カリキュラム編成の修正が円滑に行うことができたこととなります。こうした対応により、代替行事の実施について学校と保護者への十分な周知期間の確保ができ、大多数の学校で保護者の理解を得て代替行事の実施につながりました。

次に、有効性につきましては、校外活動は、ふだんと違う生活環境にあって見聞を広めたりするとともに、集団生活の在り方など望ましい体験を積むことができるようなことをねらいとしておりますが、小学５年生のときにこうした機会に恵まれなかった児童に対してその学習機会を保障することになりました。小学６年生において例年実施している移動教室とウインタースクールの代替行事の両方を実施することは、単年度での経済的負担が保護者にとって重くなると考えられまして、この事業の実施によって経済的負担を軽減することができました。加えて、保護者への経済的支援があるということによって、学校において代替行事を実施するという判断を後押しすることができたということになります。

効率性としましては、事業の実施につきまして一定額５，０００円を上限として支援したことによって、実態に合った支援を効率的に行うことができました。また、対象行事については、宿泊でのスキー教室に限らず、日帰りでの校外活動や雪国体験以外ののものであっても助成対象としてので、授業日程に繰り入れやすくしました。学校からの申請にあたっては、簡便に申請できるように、申請書様式をわかりやすく、自動入力を多用して、現場の負担軽減に努めました。

次に、１１ページ、今後の課題ですが、今後もパンデミックのような災害によって環境が大規模に変化することが十分にあり得ることを経験しましたので、今後こういったことがあったときに今回の事業というのを参考にいたしまして、事務局としては適切に予算の手当て等を行うようにしていくことが期待されます。また、校外活動のコロナウイルス対応におきましては、宿泊等の支援についても考えていきたいと考えております。

内部評価を４とさせていただきます。

佐藤教育指導課 長	次のページをおめくりいただきまして、教育指導課から、事業名としましては「学級指導補助員」でございます。 事業目的はここに書いてあるとおりですけれども、教室が騒然としている状況ですとか、「児童・生徒に教員の指導が入らない」など、厳しい状況に陥った学級、またはその学級が属する学年に対して、その職責を遂行する熱意を有する者を学級指導補助員として配置し、複数体制で児童・生徒への指導に当たる環境を整えることで落ち着いた状態に回復させるという目的がございます。 2の事業概要でございますが、こちらの事業は、事業の開始は平成13年度から、週5日を原則として、一日5時間を限度としております。原則は3カ月で終了ですけれども、状態が回復するまで延長は可能となっております。 職務の内容としましては、①から④までございますけれども、教員の補助、問題傾向・多動傾向のある児童・生徒への学習支援、学習の遅れがちな児童・生徒への個別支援、児童・生徒への話し相手という、そのような職務内容でございます。 こちら実績ですけれども、令和元年度は小学校22名、中学校6名の28名、次のページに移りまして、令和2年度は小学校22名、中学校27名、令和3年度、昨年度ですけれども、小学校34名、中学校11名の45名と増えてございます。 事業規模としましては、1,600万円規模でございます。 3の内部評価でございますけれども、おおむね学校側からは効果が高いという声をいただいているところです。本事業の成果としましては、落ち着いた学習環境及び児童・生徒の居場所づくりの回復が実現できていると、そのような声が上がっております。 次のページに移りまして、有効性でございます。こちら、各学校で状況が悪化した際にその都度申請ができるようになっておりまして、小中学校全体が必要に応じて年間を通していつでも申請できるように、これは浸透されてございます。教育委員会としましては、迅速な対応をモットーに学校支援を行っているところでございます。 その下のⅢ、効率性ですけれども、繰り返しになりますけれども、学級及びその学年に必要な期間、原則3カ月ですけれども、必要があれば延長していくと。この学年全体でも配置できるようにしたのは令和3年度からでございますけれども、こちら学校側からは非常に効果があるという声が上がっております。
-----------	---

	4の今後の課題でございますけれども、実は今年度、東京都から「エデュケーション・アシスタント配置モデル事業」、これは小学校の1・2・3年生に1人、副担任として配置するという、これはモデル事業ですけれども、これを行っております。同様の内容ではございますけれども、学級が厳しい状況に陥った、または陥る気配のある場合に配置しているこの学級指導補助員は、本当のところ、小学校で1・2・3年に配置する副担任とは違いまして、学校状況に応じて対応できるというところが内容として違うところなんですけれども、並行して行っていければというふうに考えてございます。しかしながら、このエデュケーション・アシスタントの事業につきましては、東京都が来年度どうなるかまだ発表してございませんので、都の動向も見ながらこの事業を進めていきたいというふうに考えてございます。 内部評価は、一番下を書いてございますけれども、5とさせていただきますした。
八木学校施設課 長	おめくりいただきまして、16ページをお願いします。小学校水泳指導の民間施設委託でございます。 事業目的としましては、学校改築校におけます改築期間中の水泳指導、これを民間のスイミングスクールへ業務委託することで、天候に左右されない環境のもと計画的な水泳授業を実施する。さらに、水泳指導補助等の人員を確保することによりまして、児童の泳力向上など、水泳授業の充実を図るというものでございます。 事業概要でございます。実施校につきましては、令和3年度改築校、南小岩小学校で実施いたしました。委託先は、東京ドルフィンクラブ江戸川、東小岩にあるスイミングクラブでございます。 それから、実施期間につきましては、令和3年6月25日から11月4日ということで、8月から9月はコロナの関係で中断してございます。 実施回数につきましては、表に記載のとおりでございます。 指導体制・方法でございます。教員の全体指導の下、指導補助員が技術指導を行っているというものでございます。また、児童を泳力別に最大6グループに分けまして、1回当たり45分授業を実施してございます。 6番のタイムスケジュールでございます。17ページの上段を御覧ください。午前中が1～4学年、午後が5・6学年でございますけれども、どちらもバスの移動が伴います。バスで15分移動して授業を行っているというような状況でございます。 7番のアンケート結果でございます。まず、「ドルフィンクラブでのプー

ル授業は楽しかったですか」ということで、「あてはまる」、「どちらかという」とあてはまる」ということで90%が楽しかったというふうに思っていたいております。「水泳の力は伸びましたか」ということですのでけれども、「あてはまる」、「どちらかという」とあてはまる」で77%ほどあります。それから、「来年も東京ドルフィンクラブで学習したいですか」ということで、「あてはまる」、「どちらかという」とあてはまる」が83%ございました。実際に子供の中でドルフィンクラブの会員になったお子さまもいるということ聞いてございます。

経費につきましては604万円でございます。

続きまして、3番の内部評価でございます。

I、成果としましては、民間スイミングスクールへの水泳指導委託は江戸川区としては初の試みでしたが、事故等なく安全に事業を実施できました。また、前述のように、児童に対するアンケート結果では、楽しかった、それから泳力が伸びた、それから来年度もドルフィンクラブで学習したいと答えた割合が高かったということでございます。

有効性でございます。民間スイミングスクールを利用することで、教職員の負担になっているプール施設の衛生管理業務、こちらが不要になるということと、より整った環境で水泳授業を実施できました。また、水泳授業は専門性を求められるので、事故防止の面から安全管理に細心の注意を払わなければなりません。なので、教職員への負担も大きいということでございます。委託によって専門知識のある指導員や監視員を確保することで、指導力の向上及び安全管理体制の充実が実現できました。

効率性でございます。改築事業中の水泳授業は、従来は他校の近隣校のプールを利用して行っておりましたが、それですとやっぱりその学校で授業もしますので調整が難しい面がございました。借用先の学校を含め、教職員の負担を軽減することができたと思っています。また、きめ細やかな指導を実施することができるとともに、児童の待機時間が少なくなりまして、効率的に授業を実施することができました。

4番の今後の課題です。まず、委託先の通常業務がございますので、それとの兼ね合いで使用時間や回数等が制限される。また、先ほど言いましたように、学校から移動時間も発生しますので、委託先が限定されてしまうということがあります。もう一点としまして、委託先の経営状況によりましては事業縮小や廃業の恐れがありますので、水泳授業の継続的・安定的な実施には不透明な部分があるということが考えられます。

そういった課題も考えまして、内部評価としましては4点とさせていただきます。

佐藤教育研究所 長	きました。 続きまして、教育研究所の事業でございます。事業名は「教育相談」でございます。 事業内容は、区内に3か所ある相談室で教育相談を行っておりますけれども、悩みをもつ児童・生徒とその保護者に対してきめ細かい相談活動を実施しているところでございます。また、グリーンパレス教育相談室では、いじめに特化した電話いじめ相談を開設してございます。 2の事業概要ですけれども、事業開始はかなり古いものがありまして、教育相談は昭和30年から、電話相談は昭和51年から実施しているところでございます。場所は3か所、グリーンパレスと西葛西、それから南篠崎教育相談室、3か所でございます。申し込みに関しましては、電話で予約を取り、1組当たり45分で1日7こまの計算で進めているところでございます。 スタッフは、心理士の資格を持つ専門職員が対応しており、グリーンパレスでは15名、西葛西では7名、南篠崎では5名、計27名の心理士がこの相談に当たっているところでございます。ほぼフル活動で相談に当たっております。 実績としましては、その次に書いてございますけれども、登録者数は年々増えているところでございます。相談件数は、令和2年に一度コロナの関係で落ち込みましたが、令和3年からまた令和元年度並みに戻っているところでございます。 次のページに移りますけれども、電話相談に関しましては、令和2年、令和3年は横ばいのところでございます。経費は、主に報酬でございますけれども、1億5,000万円規模の経費でございます。 3の内部評価でございます。 先ほど申し上げましたけれども、心理士はもうほぼフルで対応しているところでございまして、やはり近年、教育課題の中に必ず上がってくる教育相談というところのニーズは高まっている中、心理士の皆さんが頑張ってくれているということでございまして、今後も件数の増加が見込まれております。基本的に予約制ですので、予約を基に進めていくと。 有効性はもうここに書いてあるとおりでございますけれども、専門の知識を持つ心理士の方々が対応しているところですので、細かく話を聞きますと、皆さんスキルはすごく高く、その相談、それから観察によってアセスメントをするというのが江戸川の心理の特徴だそうです、教育相談の特徴であり、いわゆる民間で行っている検査等を基にアセスメントをするだけでない
------------------	---

	く、聞き取りや行動把握からアセスメントを進めるというのがすごく難しいというのは心理士の方から聞いているところです。 効率性ですけれども、現状、フル活動で行っている、ほぼフルで対応しているところで、今なかなか報告書を書く時間がなく、それはやはり残業という形で時間外勤務で対応しているところが多いというところの話を聞いております。 4の今後の課題でございますけれども、南篠崎は立地条件が少し悪くバス利用になりますので、こちらのまたほかに何かいい立地の場所はないかという検討は今後必要だということでございます。 人員につきましては、先ほども何度も繰り返しお伝えしているように、心理士の負担はかなり大きい状況であり、そのほかに特別支援学級入級のための知能検査も含めて年間300件ほどこの心理士の方に割り振って実施しているところであり、この辺がこの教育相談と合わせて心理士の負担になっているという声は上がっているところでございます。 内部評価としましては4点とさせていただきました。
教 育 長	以上、各課より説明がございましたが、ご質問、ご意見等あればお願いします。
平 井 委 員	教職員に対する産業医面接ですけれども、こちらの4番、実績の(2)の面接指導結果というところで、2年度、3年度、件数的に1件減ということですが、要注意の件数ですけれども、これパーセンテージで言うと実施率は198人中15件、3年度、50人中14件ということになりますと、これパーセンテージ等上がってしまっているんですが、この辺、何か要因、認識等がありましたらお聞かせいただければと思います。
教育推進課長	産業医の面接指導によりまして、いわゆる長時間勤務が是正した職員もいるんですが、課題のところにもございますように、それにもかかわらず再度、複数回こちらの対象となるような者もいます。そういった者につきましては、複数回対象となり、かつ、いずれも要注意なりというところに指導区分がありますので、どうしてもそういった解決しなかった職員が残っていることがこの指導結果の指導区分が比較的多くなったというところになっているものと分析しているところでございます。
教 育 長	ほか、いかがでしょうか。

庭 野 委 員	関連して、今のところですけども、要注意が15件から14件ということですけども、ここの同じ教員の人というのはどのくらいの割合でいらっしゃいますか。結構いるんじゃないかなと思うんだけど。
教育推進課長	すみません。具体的な個人のデータは提示できないのですが、複数人出てはいます。
庭 野 委 員	これ、なかなか改善していかないという要因は何というふうには特定できますでしょうか。
教育推進課長	それぞれの教員によって状況が違うので一概にこうとは言えないんですけども、やはり時間を惜しまず子供たちのために授業の準備なり部活の指導をしてあげたいというような教員の方が、健康のためにということの指導をしたにもかかわらず、その情熱があるというところの裏返しかと思いますけれども、引き続きそういった長時間勤務をしながら子供の指導、部活の指導を続けてしまうというところが今のところ課題である原因かなと思ってございます。
庭 野 委 員	でも、中にはだらだらとやっているという、そういう先生もいらっしゃると思いますので、その辺の御指導を、校長先生になるだろうと思いますけども、よろしくお願いしたいと思います。
教 育 長	私ども、今月30日に校長、管理職を対象としたメンタルヘルスの研修会、働き方改革における管理職のそういった研修会があります。私からもいろいろ提案なんかも入れながら、校長先生方にしっかり話をしていきたいなと思っていますところでございます。残っている先生が熱心な先生という考えをしている方もいらっしゃるので、校長、管理職の方にもしっかり認識を改めてもらい是正していかないといけない部分があると考えています。 あと、先ほどの学級指導補助員、私も実際に学校現場でとても助かった経験があります。ちょっと落ち着かない学級に入っていていただいてぴったりと収まったというのがあるんですけども、ただ重要なのは、やっぱり人なんですよ。学校現場でそういった生活指導力を発揮していた人、私が声をかけてやっていただいたりしているところもあります。学校現場は学校現場でそういう人間関係も含めていろいろなネットワークをつくっていくことがいい

	のかなと思います。とてもすばらしい制度だと思いますので、これがまた学年で配置できるというのも、私がいたときはそういうのがなかったので、とてもいい取組だなと思っています。
庭 野 委 員	あと、さっきの行事関係で、2年度と3年度、2年度でできなかった学校、3年度で、同じ学年で二つ行くというのもあるということですね。
平 井 委 員	今のウインターのところですけども、代替行事を考えていただいたという、当事者である子供はもちろんですけども、保護者もとても喜んだものだというふうに思っています。こういったふうに臨機応変にいろいろとやっていただく事業というのは本当子供の成長のために必要だと思いますので、ぜひこれからもこういうふうにしていただきたいと思います。内部評価5というのは妥当だというふうに思います。
井 戸 教 育 長 職 務 代 理 者	学級指導補助員なんですけれども、今後の課題のところの下段に「落ち着きを取り戻すことのできた学級が多いが、厳しい状況が継続してしまった学級もある。」ということで、ここが結構人による部分も大きいとは思いますが、そうやって厳しい状況が継続してしまったこともあると認識しながら5というのはどうしてかなと思ひまして。
教育指導課長	先ほど教育長からもあったように、人によるところというのはあると思うんですけども、これ年間を通じて配置していきますので、後半に配置した学級についてはなかなかすぐに改善が見られないというところがあります。そのような中で、今年度は、いつも4月の配置というのをしてなかったんですけども、今回あえて昨年度の時点でまだ改善が見られない学年については積極的に4月からすぐ改善が試みられるように配置して、それが効果が出ているので、そういった意味では評価は5で妥当なのかなというふうに感じているところでございます。
教 育 長	いいですか。ほか、いかがでしょうか。
天 野 委 員	前回拝見させていただいたところで、私のほうで意見を述べさせていただいたところを膨らませていただいてありがとうございました。一番初め、内容的にはよかったかと思っております。私も実は5って本当にパーフェクトに近い部分でもあるので、「あ、5なんだ」ということは自分も感じました。

	それで、一つ教えていただきたいのが、この頑張っていたでいる心理士さん、大体、平均年齢ってお幾つぐらいなんですか。
教育指導課長	平均年齢は出してないですけども、若い方からベテランの方までいらっしゃいます。
天 野 委 員	若い方もいるんですね。
教育指導課長	はい、若い方がおります。
天 野 委 員	御相談される方が年上になってくるとどうなのかなという部分と、経験値も結構必要になってくる部分があると思いますから、ちょっとその辺が、お幾つなのかなと思ったのでお伺いしたかったということです。
教 育 長	ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。
天 野 委 員	学級指導補助員の方にアンケートを実施したことはあるのでしょうか。こんなことがそれぞれよかったですよとか、逆にこういうことがコミュニケーションつらいんだよねとか意見があれば教えてください。
教育指導課長	学級指導補助員を配置した学校には定期的に指導主事が行きまして、実際に指導補助員の方々とお話しさせていただいています。指導補助員の方たちの肯定的な意見としましては、子供たちとの関わりとか、孤立している子供たちがどういう状況にあるかというところでは、入れてよかったという声が上がっています。否定的な意見としましては、やっぱり先生たちとの連携、どう補助に入っているのかという打合せがなかなかできないというところで、自分はどうしていいんだろうというところが何件ありました。そういう場合には間に入らせていただいて調整している状況です。
天 野 委 員	分かりました。やっぱりいいことばかり聞いてしまうとそれは建前かなと思ってしまうこともあるんですが、今のお話をお伺いしてほっとしました。ありがとうございます。
教 育 長	教育指導課の指導主事も定期的に、かなりまめに現場に出ていろいろ話を聞いてくださっている。とても学校現場としては助かっているところかなと

	思っています。 ほかになれば、第44号議案につきましては、原案のとおり内部評価案として決定してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、そのように決定し、学識経験者に外部評価を依頼します。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 「日曜不登校相談の開催について」、事務局から説明をお願いします。
教育研究所長	今お手元に資料ございますけれども、先ほど出ました教育相談の中の一環でございます。この日曜不登校相談は年間2回行っておりまして、今年度は9月25日に1回目を実施いたしました。9月25日は8件、10名の方が日曜相談にお越しいただいております。 先ほど事業説明の中にもありましたけれども、平日ですとなかなか相談に来られない御家庭に対しまして行うものでございます。昨年はこの2月の相談は3件でございました。大体、例年3件から4件ぐらいの相談があるというところでございます。年明けまして1月16日から募集しまして、2月16日まで1か月間募集というところで、電話で予約をして相談というところになります。保護者のみでも可能となっております。
教 育 長	この件に関しまして、質問等ございますか。
庭 野 委 員	9月に8件あったということで、2月は例年少ないということですがけれども、件数が増えれば相談員も増やしていくという、そういう体制は整えていらっしゃるんですか。
教育研究所長	おっしゃるとおりです。心理士は、人数は先ほど申し上げた27人おりますので、体制を整えております。
庭 野 委 員	2月というのはやはり何か行動しにくいんでしょうかね。何だろう。
教育研究所長	令和2年、3年は3件で推移しているんですけど、その前の年、令和元年は6件ということですので何とも言えないというところで、相談があれば件数上がりますし。

井戸教育長 職務代理者	2月は受験シーズンでもありますよね。
教 育 長	相談自体があるということがとてもいいことだと思いますので。ありがとうございました。ほかになれば、ただいまの報告事項は了承いたします。 以上をもちまして、令和4年第22回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後2時41分